

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第105号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表医療衛生推進室の項中「感染症企画第一係長 感染症企画第二係長 感染症対策第一係長 感染症対策第二係長」を「予防接種第一係長 予防接種第二係長 健康危機対策第一係長 健康危機対策第二係長」に、「旅館業審査第二係長 旅館業審査第三係長」を「旅館業審査第二係長」に改め、同条第5項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削り、同条第6項中「医療衛生担当局長並びに」を削り、同条第7項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削り、同条第8項の表担当課長補佐の項を削り、同条第10項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第2条第6項中「次項、」及び「、担当課長補佐」を削り、同条第7項を削り、同条第8項を同条第7項とする。

第4条第5項及び第6項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第6条中「、担当課長補佐」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)